



子どもショートステイのご案内

保護者の方が一時的に養育に困る場合、区が委託する施設や協力家庭でお子さんをお預かりします。

1 事業の概要

養育内容	宿泊型：24 時間	
利用要件	保護者の方が以下のいずれかに該当し、お子さんを養育する方がいない場合 ① 疾病・出産・けがで、入院や加療、療育を必要とする場合 ② 親族等の疾病により、看護・介護に従事する場合 ③ 事故または災害にあった場合 ④ 育児疲れ・看病疲れ・育児不安などで休息を要する場合 ⑤ 冠婚葬祭・出張・学校等の公的行事に参加する場合	
対象児童	区内に住所がある、生後 43 日～18 才に達した日以後最初の 3 月 31 日までのお子さん	
利用日数	4 月からの 1 年間に 12 泊まで ※ 1 回の利用につき 6 泊が限度です。 ※ やむを得ない事情があると認められ、施設・協力家庭において受け入れが可能な場合、必要最小限において期間を延長することができる場合があります。	
利用申請	利用日の 2 か月前から、土曜日・日曜日・祝日を除く 3 日前まで ※ やむを得ない事情により急を要する場合はご相談ください。	
費 用	乳児院	1 日につき 2,500 円 (1 泊 2 日の場合 5,000 円)
	その他	1 日につき 3,000 円 (1 泊 2 日の場合 6,000 円)
	【減額免除制度】 ・ 非課税世帯：半額免除 ・ 生活保護受給世帯：全額免除 ・ 利用要件①のうち、保護者が入院することで不在となる場合：全額免除 【取り消し料】 ・ 利用前日 17 時以降の取り消しについては 1 日分の費用がかかります。	

【利用ができない場合】

- ・ 感染症・多動症・突発的行動・放浪癖・自傷他害行動などがある場合、専門的な看護及び処置を必要とする場合など。
 - * ぜんそく等慢性疾患は、応相談。(食物アレルギーは単品除去のみ可能です。)
 - * 知的障害のあるお子さんについては、愛の手帳 4 度程度の場合、受け入れ先に相談の上、利用の可否を決定します。

<その他>

- ・ ほかに一時的に子どもをみることができる親類(祖父母や兄弟など)や知人がいる場合、その方に養育していただくことを優先します。
- ・ 申請書の「緊急連絡先」欄には、ショートステイ利用中に万一子どもが急病にかかったり、けがをしたりした場合に、施設・協力家庭へのお迎えとその後の引き取りが可能な方を記入していただく必要があります。上記の対応をできる方がいない場合は、受け入れ先と相談の上、利用の可否を決定します。
- ・ ショートステイ利用中は、必ず緊急連絡先の方と連絡がとれるようにしてください。

2 受け入れ先について

- ① 聖オディリアホーム乳児院
住所：中野区上鷲宮 5-28-28 ☎03-5971-8071
- ② 児童養護施設 子供の家
住所：清瀬市松山 3-12-17 ☎042-491-4876
- ③ 児童養護施設 星美ホーム
住所：北区赤羽台 4-2-14 ☎03-3906-2711
- ④ 協力家庭 （豊島区駒込）



受入れ先 対比表

受入れ先	最寄り駅	対象児童	事前面接	通園(学)先への送迎	その他
聖オディリアホーム乳児院	西武池袋線「富士見台駅」から徒歩9分	生後43日～2歳未満	必須。面接の上、利用の可否を決定	不可	・事前面接時に、母子手帳を持参
児童養護施設 子供の家	西武池袋線「清瀬駅」から徒歩12分	2歳～高校3年生	必須。面接の上、利用の可否を決定	不可	
児童養護施設 星美ホーム	JR「赤羽駅」から徒歩12分 JR「北赤羽駅」から徒歩8分	2歳～高校3年生	必須。面接の上、利用の可否を決定	応相談 (交通費は保護者負担)	・車による送迎
協力家庭 (一般家庭)	南北線「駒込駅」から徒歩12分	2歳～高校3年生	必須。面接の上、利用の可否を決定	応相談 (交通費は保護者負担)	・家庭の都合により利用できない場合あり

※ 事前面接（保護者・子ども）について

各施設において、初めて利用する時は事前面接が必要です。利用申請書を提出後、ショートステイ担当職員が申請者と施設の日程を調整し、事前面接の日時を決定します。その後、施設にて面接（保護者・子ども）を行った上で、利用の可否を決定します。

3 申請手続について

- ・申請手続きは、東部子ども家庭支援センター、西部子ども家庭支援センターの2か所で受け付けております。

※東部子ども家庭支援センター又は西部子ども家庭支援センター職員と利用日程や施設等について調整済みの場合のみ、区役所4階子育て支援課窓口でも申請書類をお預かりすることができます。子育て支援課窓口での書類提出希望の場合は、事前に子ども家庭支援センター職員にご相談ください。

- ・手続き時に持参いただくもの

- ① かかりつけ医院の名前と連絡先がわかるもの
- ② 緊急時に対応できる方の氏名と連絡先がわかるもの
- ③ お子さま・送迎者の写真（返却不可）

④ 利用料減額免除申請書添付書類(申請者のみ。「5 利用料金の減免について」参照)

※印鑑（入院による利用で利用料免除の対象となる方）

4 医療機関の受診について

お子さまの急病等により施設職員付き添いのもと医療機関を受診する場合は、医療費を一旦全額（10割）自己負担いただきます。後日、保険証発行元（保険者）又は医療機関にお問い合わせいただき、払い戻しの手続きを行ってください。

5 利用料金の減免について

利用開始前に、「利用料減額免除申請書」を提出ください。併せて以下の書類を提出いただき、減額免除の可否を決定します。

◆ 住民税非課税世帯の場合

「税額（納税）決定通知書」の写し、または「住民税の課税（非課税）証明書」

※ただし、利用日が4～6月の場合は令和6年度の証明書、利用日が7～3月の場合は令和7年度の証明書をご提出ください。

※令和7年1月2日以降に豊島区に転入された場合、令和7年1月1日時点の住所地で発行される課税証明書をご提出ください。

◆ 生活保護受給世帯の場合

豊島区福祉事務所長名での「受給証明書」

◆ 保護者が疾病・出産又はけがにより入院することで不在となる場合

入院承諾書、事故証明等、入院期間を証明する書類

※母が入院、父が仕事のため養育ができず、ショートステイを利用するような場合は、免除の対象とはなりません。

6 利用料金の支払いについて

- ・ 利用開始日までに、区が発行する納付書を用い、区指定金融機関にて納入ください。ただし、やむを得ない事情により、利用日程が確定できない場合や利用開始日までの納入が難しい場合はご相談ください。

7 取り消し料について

- ・ 利用前日 17 時以降の取り消しについては 1 日分の費用がかかります。やむを得ず取り消しをされる場合には、以下のお問い合わせ先へご連絡をください。なお、閉庁日の場合は直接施設へご連絡ください。また、利用の取り消しや日程変更の場合は「利用取消申請書」をご提出いただき、日程変更については、新たに「利用申請書」の提出が必要になります。

8 送迎（送迎時間・送迎者）、食事について

- ・ お子さんの受け渡し時間は、原則午前 8 時～午後 8 時（乳児院は午前 9 時～午後 6 時）。
午後 8 時（乳児院は午後 6 時）を越える場合、1 日分追加料金が発生します。
- ・ 施設への初日の送り時間と最終日のお迎え時間を確定してください。
- ・ 保護者以外の方が送迎を行う場合、委任状と身分証明書が必要となります。
- ・ 施設への送りの方と迎えの方が異なる場合（例：送りは父、迎えは母）、
お迎えの方の写真を役所もしくは受け入れ先に提出していただきます（返却不可）。
- ・ 初日と最終日の食事の希望（例：初日は昼食から最終日は昼食までなど）を確定してください。

9 持ち物について

宿泊数に応じて必要な数をご用意ください。下表以外にも、個別に必要なと思われるものはご持参ください。

衣 類	上衣	シャツ、トレーナー、セーターなど
	下衣	ズボン、スカート
	パジャマ	上下
	肌着	パンツ、シャツ、靴下など
洗面 具	歯ブラシ等	歯磨き粉、洗顔石鹸など個々に応じて、必要なものは お持ちください。
		タオル
食 事 道 具	全員	おはし、コップ、スプーン、フォーク
	乳児	食事用エプロン
衛 生 品	各年齢に合わせて	おむつ、おしりふき、生理用品等

※ 持ち物には、すべて記名をお願い致します。

※ 聖オディリアホーム乳児院利用の場合、施設にて必要なものをご準備しております。

【お問い合わせ】

* 受付時間 月曜日～金曜日 午前 8:30～午後 5:00

* 電話番号 東部子ども家庭支援センター 03-5980-5275
西部子ども家庭支援センター 03-5966-3131

